

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県は、宇宙ビジネス拠点の形成に向けて、県内企業による宇宙ビジネスへの新規参入及び県内における宇宙ビジネスの発展を促進するため、第3条に規定する補助対象者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その補助金の交付にあたっては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における「宇宙ビジネス」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 宇宙機器産業 ロケット、衛星、地上施設、これらの制御・管制に係るソフトウェア等
- (2) 宇宙利用サービス産業 衛星通信、観測分野、打上げサービス等
- (3) 宇宙関連民生機器産業 衛星放送対応テレビ、GPS 機能搭載携帯電話、カーナビゲーションシステム等
- (4) ユーザー産業群 通信・放送、測位、リモートセンシング(地理情報、気象、農林業、漁業等)等
- (5) その他宇宙に関する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に活動拠点（本店、支店、営業所等）を有する企業、団体、個人であり、宇宙ビジネスを行っている又は行う予定（交付決定後、速やかに具体的な取組を開始する計画があること）である者。
- (2) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）終了後も、引き続き1年以上県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定である者。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。個人にあつては破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと。
- (5) 補助事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと。
- (7) その他、県が補助金の支出先として適切ではないと判断する者ではないこと。

(補助事業等)

第4条 補助事業は、県内に活動拠点（本店、支店、営業所等）を有する企業、団体、個人が、宇宙ビジネスへの新規参入、又は宇宙ビジネスの推進を目指し、新製品開発や販路開拓等に取

り組む事業とする。

2 補助金の補助率及び上限金額は別表1のとおりとする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に記載するもののうち、証拠書類によって支払金額が確認できる経費に限る。ただし、他の公的な補助金や助成金の対象となる経費は対象外とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

（事前着手）

第6条 補助金の交付決定前に支出した経費は補助対象としない。ただし、やむを得ない理由により、補助金の交付決定前に支出しようとする場合において、支出前に事前着手届（様式第2号）を知事に提出したときは、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、第5条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第3号）をもって、申請者に通知するものとする。

2 知事は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げをするときは、交付申請の取下げ書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（計画の変更等の承認）

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、各補助対象経費区分の増減額が10万円以内である場合は除く。

2 知事は、前項の規定により変更承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面（様式第7号）により知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により中止又は廃止承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(状況報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業遂行中に知事から進捗状況等について報告を求められた場合には、事業遂行状況報告書（様式第9号）を速やかに提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当した場合には、第7条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適當な行為をしたとき。
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者に該当するに至ったとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月8日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第14条に基づく補助金の額の確定の通知は、確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第16条 知事は、第12条に基づき交付決定の全部又は一部を取消又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還については、規則第17条及び第18条の規定を準用する。

(証拠書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第20条に規定する財産は取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間において補助対象の施設及び備品を処分しようとするときは、あらかじめ知事に承認を受けなければならない。

(書類の提出部数)

第19条 規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(その他必要な事項)

第20条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和5年8月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助率	上限金額
10/10	50 万円

※ 補助金の額は、千円未満を切り捨てる。

別表 2 (第 4 条関係)

対象経費区分
原材料費、機械装置又は工具器具購入費、クラウド使用料、機器リース料、技術コンサルタント料、技術導入費、弁理士費用、試験設備利用料（※1）、外部委託費、衛星データ取得費用、展示会商談会への出展参加料（※2）、展示会商談会出展に係る経費（小間装飾費、運搬委託費（※3）、パネル・ポスター映像製作費（※4）、広告宣伝費、ホームページ製作費、通訳翻訳費、現地コーディネータ費用（※5）、旅費（※6））、その他知事が必要と認める経費

※1 茨城県が所有する試験設備は対象外

※2 自ら開催する場合には会場利用料を対象。ただし、個別企業への営業目的、選考会・審査会への参加費用は対象外

※3 運搬委託費については、自社所在地と展示会場間の輸送につき、運送事業者に対し展示物等の運搬を委託する費用を対象（自社配送に係る経費は対象外）

※4 ノベルティ製作費は対象外

※5 現地コーディネータに係る交通費・宿泊費は対象外

※6 旅費の取扱いは次のとおり

国内旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・航空賃はエコノミークラスに限る。 ・鉄道賃は、乗車賃と特急料金（指定料金を含み、グリーン料金は含まない）とする。 ・船賃、バス賃は普通運賃とする。 ・回数券購入費、手配手数料、タクシー代、ガソリン代、駐車場代、高速道路料金、宿泊費は対象外とする。
海外旅費	海外の展示会出展や商談会参加のための海外航空賃のほか、勤務地から国内空港までの旅費も対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・運賃燃料サーチャージ、国内空港施設料、空港保安サービス料、海外空港税を含む。 ・航空賃はエコノミークラスに限る。 ・国内空港までの旅費に関しては国内旅費の基準を適用する。 ・手配手数料、現地での交通費・宿泊費・日当は対象外 ・航空機の超過手荷物料金は対象外

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 交付申請書

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金を交付されたく、令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第5条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額等

補助対象経費 補助金の額
金 円 金 円

2 補助事業の実施期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日

3 補助事業の内容、経費の算出根拠等

別紙事業計画書のとおり

4 補助金受領の方法

口座振替払い

金融機関名・支店名		
口座種別・口座番号	当座・普通	
フリガナ 口座名義		

事業計画書

1 申請の概要

(フリガナ)			
名称			
(フリガナ)		電話番号	
代表者 役職・氏名		FAX 番号	
本社 所在地	〒		
e-mail			
URL			
茨城県内拠点所 在地	〒		
連絡 担当者	フリ ガナ		部署/ 役職
	氏名		
	所在地	〒	
	TEL		
	e-mail		
設立年月日		資本金	
分野 (業種)			
従業員数	人 (正社員 人、パート・臨時 人、派遣 人)		
主要取引先			
他の公的な 補助金や助成金 の活用有無	予定有り ・ 無し		
	予定有りの場合	補助金・助成金の名称	
		採択時期	
補助事業名 (30 字程度)			
補助 事業概要 (100 字程度)			

※1 個人の場合は、「代表者役職・氏名」の欄、「本社所在地」の欄及び「設立年月日」の欄にそれぞれ「氏名」、「住所」及び「開業年月日」を記入すること。

※2 会社案内等がある場合は添付すること。

※3 補助対象事業として採択された場合、企業名、代表者名、所在地、補助事業の内容、補助金額等について公表する場合がありますので留意すること。

2 事業計画

(1) 宇宙ビジネスの事業化へ向けた将来構想

※補助事業の内容に限らず、現在から宇宙ビジネスの事業化までの全体構想について、目的、現状、取組スケジュール、推進体制等を簡潔に記載してください。また、全体構想における今回の補助対象事業の位置づけを明らかにしてください。補足説明資料を添付することも可能です。

(2) 補助事業の内容

※補助金の具体的な使途、及びその目的や具体的な内容（スケジュール・推進体制等）について記載してください。補足説明資料を添付することも可能です。

<例>

①新製品開発のための原材料費 → その開発目的や特徴、販売戦略等を記載

②展示会出展のための出展料 → その出展目的や展示会の特徴、参加目標等を記載

3 補助対象とする経費の区分及び金額等

区分	補助対象経費 (消費税抜)	備考 (積算内容)	添付書類 整理番号
	円		
計	円		

※区分は、別表2に定められた対象経費区分のうち該当するものを記載すること。

4 補助金交付申請額

申請額 ※ (千円未満切捨)
円

※申請額の算出方法は次のとおり

- ・補助対象経費が 50 万円未満の場合には、補助対象経費と同額とすること。
- ・補助対象経費が 50 万円を上回る場合には、50 万円（上限額）とすること。

5 添付書類

- (1) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後 3 か月以内のもの。）または開業届の写し
※国等の教育・研究機関（以下「国研等」という。）が当該国研等の知財・施設利用等に関する権利を付与するものとして認定等したベンチャー企業であって、県内の国研等で就労する者が当該企業の意思決定又は研究開発等の中核を担う企業については、これらのことがわかる書類を提出すること。
- (2) 県税に未納がないことの証明書
 - 法人の場合：法人事業税及び法人県民税の納税証明書（県税事務所発行）
 - 個人事業主：個人事業税の納税証明書（県税事務所発行）
 - 個人：住民税納税証明書（市町村発行）
- (3) 確定申告書の写し（2 年分）
※決算書の写しでも可。未決算の法人及び個人事業主、個人の場合は、源泉徴収票（源泉徴収票の代わりに税務署発行の納税証明書（その 2）でも可）
- (4) 補助対象経費の積算根拠となる資料（見積書や利用料金の明細など）
- (5) 補助金を受領する口座情報を確認できる通帳等の写し（金融機関・支店名、口座種別・番号、名義が確認できるもの）

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 事前着手届

令和 年 月 日付で申請した標記補助事業について、交付決定前に経費を支出するため、令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第6条の規定に基づき届け出ます。なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

- 1 交付決定前に支出する経費の内容
- 2 交付決定前に支出する理由

（申請者） 殿

茨城県知事 大井川 和彦
（公印省略）

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第7条第1項の規定に基づき通知する。

記

- 補助金の交付対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、交付要項第9条第1項の規定に基づく補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
補助対象経費 補助金の額
金 円 金 円
- 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に交付要項第4条の規定により算出した補助金の額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- その他

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 交付申請の取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の申請について、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第8条第1項及び令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第8条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事由により申請を取り下げます。

記

取り下げる事由

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の事業内容を下記のとおり変更したいので、令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更の理由

3 変更前後の補助対象経費等

(単位：円)

変更前		変更後	
補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額

（申請者） 殿

茨城県知事 大井川 和彦
（ 公 印 省 略 ）

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る事業内容の変更については、下記のとおり承認したので、令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更承認（変更交付決定）する内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額については、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
金	円 金 円
- 3 補助金交付の条件等については上記のほか、令和 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 事業の遂行状況

(単位：円)

計 画		事 業 遂 行 状 況			備 考
事業費	県補助金	事業費	県補助金	事 業 の 現 況	

3 中止の期間（廃止の時期）

4 事業実施の見通し（中止の場合）

(注) 中止（廃止）の理由を明らかにできる証拠書類があれば添付すること。

（申請者） 殿

茨城県知事 大井川 和彦
（ 公 印 省 略 ）

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る事業内容の中止（廃止）については、下記のとおり承認したので、令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第10条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 中止（廃止）承認する内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった中止（廃止）承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額については、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
金	円 金 円

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る事業の遂行状況について、令和5年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第11条の規定に基づき報告します。

記

事業の遂行状況等（ 月 日現在）

事業遂行状況	
補助金交付決定	年 月 日 円
補助対象経費に係る支出済額	円

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

令和 5 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助金に係る事業が完了しましたので、令和 5 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第 13 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額及び補助対象経費等

補助金交付決定額	円
補助対象経費	円
補助金	円

2 補助事業の実績及び経費の配分
別紙（事業実施結果報告書）のとおり

3 添付書類

- (1) 支出証拠書類（請求書、納品書及び領収証等）
- (2) その他知事が必要と認める書類

別紙（事業実施結果報告書）

1 事業実績

事業内容	
実施期間	
成果	※事業を実施した結果が分かる写真等を添付すること。
今後の予定	

2 補助対象経費の区分及び金額等

区分	補助対象経費 (消費税抜)	備考 (積算内容)	支出証拠書類 整理番号
	円		
計	円		

※区分は、別表2に定められた対象経費区分のうち該当するものを記載してください。

3 補助金の額

補助金の額 ※ (千円未満切捨)
() 円

※補助金の額の算出方法は次のとおり。

- ・補助対象経費が 50万円未満の場合には、補助対象経費と同額とすること。
- ・補助対象経費が 50万円を上回る場合には、50万円（上限額）とすること。

4 その他

- (1) 本事業に係る雇用創出人数 () 名
- (2) 他の補助金の活用有無 (有 ・ 無)

（申請者） 殿

茨城県知事 大井川 和彦
（ 公 印 省 略 ）

令和 5 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金 確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 5 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）第 14 条及び令和 5 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第 14 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |